酒々井町自動体外式除細動器貸出事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、緊急時における心肺停止者への早期の救命手当を行い、もって町民の健康と安全の確保に資するため、各種団体に対して自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第２条　ＡＥＤの貸出しを受けることができるもの（以下この条において「貸出対象者」という。）は、町内に住所を有する者が中心となって組織する団体（町内に事業所を有する団体を含む。）とする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

２　教育長は、次の要件を満たす貸出対象者にＡＥＤを貸し出すものとする。

（１）　医師等の医療従事者（ＡＥＤが使用できる者に限る。）又は普通救命講習（ＡＥＤ講習を含むもの。）以上の講習修了者を確保することができること。

（２）　ＡＥＤを町の区域内で使用すること。

（３）　ＡＥＤを営利目的で使用しないこと。

（貸出期間及び料金）

第３条　ＡＥＤの貸出期間は、貸出しを受けた日を含めて７日以内とする。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、貸出期間を延長することができる。

２　ＡＥＤの貸出期限日が酒々井町の休日に関する条例（平成元年酒々井町条例第２２号）第１条第１項に規定する町の休日（以下「町の休日」というに当たるときは、その直後の町の休日でない日をもって貸出期限日とする。

３　ＡＥＤの貸出料金は、無料とする。ただし、貸出期間におけるＡＥＤの運搬及び管理等に要する経費は、利用者の負担とする。

（貸出手続）

第４条　ＡＥＤの貸出しを受けようとするものは、その貸出しを受けようとする日の属する月の１月前の初日（町の休日に当たるときは、直後の町の休日でない日）から貸出しを受けようとする日の５日前（町の休日に当たるときは、直前の町の休日でない日）までに、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申請書（別記第１号様式）を教育長に提出しなければならない。

２　前項の借用申請書を提出するものは、第２条第２項第１号の要件を満たすものであることを証明できる書類を、提示又は添付しなければならない。

３　教育長は、第１項の借用申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、貸出しを決定したときは自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書（別記第２号様式）により、貸出ししないことを決定したときは自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出不承認通知書（別記第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第５条　前条第３項の規定により貸出決定通知を受けたもの（以下「利用者」という。）は、使用説明書による取扱いを遵守のうえ、ＡＥＤを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

２　利用者は、ＡＥＤを申請した目的以外に使用し、又は他に転貸し、譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

（返還）

第６条　教育長は、次のいずれかに該当するときは、貸出期間中であってもＡＥＤを返還させることができる。

（１）　利用者が虚偽の申請をしたとき。

（２）　利用者がＡＥＤを申請した目的以外に使用したとき。

（３）　その他不正の行為があったとき。

（使用報告）

第７条　利用者は、ＡＥＤを使用したときは、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書（別記第４号様式）を教育長に提出しなければならない。

（損害賠償責任）

第８条　ＡＥＤの使用により生じた事故に対しては、教育長は一切の責任を負わない。

（破損等）

第９条　利用者は、ＡＥＤを破損又は亡失したときは、遅滞なく自動体外式除細動器（ＡＥＤ）破損・亡失報告書（別記第５号様式）を教育長に提出しなければならない。

２　前項の規定により報告書を提出したものは、教育長の指示に従い自己の負担によりこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると教育長が認めたときは、この限りではない。

（返納）

第１０条　利用者は、借用が終了したＡＥＤを清掃し、教育長の検査を受けて、返納しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、ＡＥＤの貸出しに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

別　記
　第１号様式（第４条第１項）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申請書

年　　月　　日

　酒々井町教育委員会教育長　様

申請者　団体住所
団 体 名
代表者氏名

　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の借用を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　利　用　期　間　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から
　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分まで　　日間

２　利　用　場　所

３　参加予定人員　　　　　　　　　　　　人

４　資　　格　　者　　医師・看護師・保健師・救急救命士・受講修了者
　　　　　　　　　　　（いずれかに○）
　　　　　　　　　　　　氏　名

５　緊急連絡先　　住　　所
　　　　　　　　　氏　　名
　　　　　　　　　電話番号

６　貸出希望日　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

７　返却予定日　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

添付資料：資格者の証明書類（免許証又は受講修了証の写し）を添付してください。

第２号様式（第４条第３項）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書

年　　月　　日

様

酒々井町教育委員会教育長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のありました自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸出しについて、下記のとおり許可します。

記

１　貸出期間　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日　午前・午後　　時　　分まで　　日間

２　ＡＥＤ使用ができる者の氏名
(医療従事者又は普通救急救命講習以上修了者)

３　利用目的

４　利用場所

５　返納予定日時　　年　　月　　日　　　　　時　　分

６　遵守事項
（１）　ＡＥＤの破損及び亡失を防ぐため、適切な管理を行うこと。
（２）　ＡＥＤは取扱説明書によって適切に使用すること。
（３）　ＡＥＤを目的外に使用しないこと。
（４）　ＡＥＤを処分、転貸又は譲渡しないこと。
（５）　使用消耗品は、利用者負担とします。
（６）　万が一、破損等が発生した場合は社会教育課（４９６－１１７１内線　　　）に連絡をすること。

第３号様式（第４条第３項）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出不承認通知書

年　　月　　日

様

酒々井町教育委員会教育長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のありました自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸出しについては、下記の理由により不承認としましたのでその旨通知します。

記

不承認理由

第４号様式（第７条）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書

年　　月　　日

酒々井町教育委員会教育長　様

報告者　住　所
　　　　氏　名
　　　　連絡先

　　　　年　　月　　日から借用している自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　利 用 団 体 名
　　及 び 代 用 者 名

２　使用状況（理由）

３　使 用 し た 部 品
　＜１　ＡＥＤ本体　２　本体カバー　３　除細動用パット　４　付属品＞

４　使用した消耗品
　＜１　バッド　２　タオル　３　はさみ　４　かみそり　５　手袋＞

５　使　用　日　時　　　　年　　月　　日（　　）　　　時　　分

６　使　用　場　所

第５号様式（第９条第１項）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）破損・亡失報告書

年　　月　　日

酒々井町教育委員会教育長　様

申請者　団 体 名
住　　所
代表者名
連 絡 先

１　発　生　日　時　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時ころ

２　発　生　場　所

３　発　生　原　因

４　破損・亡失の経緯

※破損・亡失の経緯をできるだけ詳細に記入すること。